

第6号議案 「産廃問題」の取り組みの方針について

平成31年度「産廃問題」に関する取り組みの方針（案）

- (1) 新城南部企業団地は製造業・物流業を誘致対象として地元も協力して造成されたものであり、産廃事業者が同企業団地に進出することに反対するとした基本的立場に変更はない。
- (2) 産廃事業者が同企業団地において法的に許可を受けて操業しているという事実を踏まえて、当面の目標を引き続き悪臭の発散防止と情報の公開に置くこととする。
- (3) 上記目標の実現のため、市行政による業者の監督及び積極的な指導を求める。市行政を通じて、業者には悪臭の発散防止のための対策と取り組みについて説明を求める。
- (4) 必要に応じて市や市議会に要望を提出し、行政からの協議に応じることとする。また、県・県議会に対して悪臭発散問題の解決を継続して訴えて行く。